

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第24号

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条中「営業推進室」を「企画総務部」に改める。

第14条第2項を削り、同条第3項中「財務課長」を「営業推進課長」に、「送付を受けた拾得物」を「警察署長から還付を受けた拾得物」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「財務課長」を「営業推進課長」に、「第2項」を「第1項」に、「送付を受けた拾得物」を「警察署長から還付を受けた拾得物」に改め、同項を同条第3項とする。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第11条関係）

No. _____
受 領 書
年 月 日
(あて先) 京都市交通局企画総務部営業推進課長
住 所
TEL.
氏 名
下記の金品は 年 月 日
内において遺失したもので、
確かに受領しました。
記
品 名
数 量
.....
摘要
取扱者 印

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第5号様式に定める様式用の紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(交通局企画総務部職員課)